

公益社団法人市川市シルバー人材センター個人情報保護方針

公益社団法人市川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域社会に開かれた高齢者の団体として地域住民及び地域諸団体等の協力を得ながら、健康で働く意欲のある高齢者の方々がセンターの事業による多様な就業機会を通じ、その長い職業生活で培われた能力と豊かな人生経験を活かして活躍するとともに、活力ある地域社会づくりを目指して活動しております。

センターの事業の実施にあたり、高齢者や発注者等の皆様の氏名、住所等の個人情報を利用させていただいておりますが、センターでは、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとの認識に立って、個人情報の保護に関する法律及びその他法令（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、次の方針により個人情報の適正な取扱いに努めます。

なお、個人情報の詳細な取扱いについては、公益社団法人市川市シルバー人材センター個人情報保護規程によるものとします。

- 1 個人情報は、センターが事業を実施するため、個人情報保護法に則って取扱います。
- 2 個人データは、本人の同意なく第三者へ提供いたしません。
- 3 個人データは、利用目的の範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- 4 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行います。
- 5 保有個人データについては、本人から開示等の求めを受けた際には、適切に対応します。
- 6 個人情報の取扱いに関する評価と見直しを定期的に行い、その改善に努めます。

【個人情報に関する相談窓口】

公益社団法人市川市シルバー人材センター 担当 庶務係

住 所 〒272-0031 千葉県市川市平田1丁目20番地17号

電話番号 047-326-7000 E メール ichikawa@sjc.ne.jp

ホームページ www.sjc.ne.jp/ichikawa/

個人情報の利用目的

- 1 公益社団法人市川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員、特別会員、賛助会員の入会手続き及び会員名簿作成のため
- 2 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行うため
- 3 高齢者の就業に関する普及啓発及び調査研究を行うため
- 4 高齢者の就業に関する相談を行うため
- 5 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会を確保し、及び組織的に提供するため
- 6 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために、職業紹介又は一般労働者派遣事業を行うため
- 7 高齢者に対する臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、技能の付与を目的とした講習等を行うため
- 8 センターの会員が地域間における会員相互のコミュニケーションの充実を図る活動を行うため
- 9 上記のほか、高齢者のための臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため
- 10 センターが提供するまたは実施する上記事業に関連し、アンケート等任意の情報提供をお願いするため

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人市川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもので、センターが管理する文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録等に記録されたものをいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 センターの役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集、利用及び閲覧

(収集の制限)

第4条 センターは、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 センターは、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

3 センターは、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

(7) センターの理事会（以下「理事会」という。）の議を経て、本人から収集することにより、当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集す

るとき。

- 4 センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 5 センターは、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 個人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) センターの権利又は正当な利害を害するおそれがある場合
 - (3) 行政機関が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(個人情報に関する事項の保存)

第5条 センターは、個人情報に関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 当該個人情報を取り扱う組織の名称
- (2) すべての個人情報の利用目的
- (3) 開示の申出、訂正の申出、利用停止の申出に応じる手続き（費用の負担に関し定めたときは、その負担の額を含む。）
- (4) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第6条 センターは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 センターは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 センターは、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第7条 センターは、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第8条 センターから個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第9条 センターは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報のセンター内における利用及びセンター以外の者への提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定に関わらず、センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) センター内で利用する場合又は行政機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

3 センターは、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 センターは、個人情報のセンター以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受ける者に対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 センターは、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。

第5章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出等

(開示の申出ができる者)

第11条 何人も、センターに対し、センターの保有する自己の個人情報（専らセンターの職員又は職員であった者に係る事務に係るものを除く。以下同じ。）の開示の申出をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示の申出をするにつき本人が委任した代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示の申出をすることができる。

(開示の申出方法)

第12条 前条の規定に基づき開示の申出をしようとする者は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した個人情報開示申出書（[別記第1号様式](#)）を提出しなければならない。

(1) 開示の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 開示の申出をしようとする者は、センターに対して、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証又は、セン

ターが認める書類)を提出し、又は提示しなければならない。法定代理人等の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 センターは、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出書を提出した者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、センターは、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(開示の申出に対する決定)

第13条 センターは、開示申出書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、開示申出者に対して、開示の申出に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨(開示の申出に係る個人情報を保有していないときを含む。)の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 センターは、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく個人情報開示回答書(別記第2号様式)により通知しなければならない。

- 3 センターは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示申出書を受け付けた日から60日を限度としてその期間を延長できる。この場合において、センターは、速やかに延長後の期間及び延長の理由を決定期間延長通知書(別記第3号様式)により開示申出者に通知しなければならない。

- 4 センターは、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(以下「非開示決定」という。)をする場合は、第2項の規定による個人情報開示回答書にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、その記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 5 センターは、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る個人情報にセンター以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。

- 6 センターは、開示の申出に係る個人情報に開示請求者(法定代理人等が申出をする場合にあっては、当該本人をいう。以下同じ。)以外の者に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示申出者以外の者に対し、開示の申出に係る個人情報が記録された文書等の表示その他の必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 7 センターは、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示申出者以外の者(公共団体及び独立行政法人等を除く。以下「第三者」という。)が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、センターは、開示決定後直ちに当該意見を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第14条 個人情報の開示は、センターが前条第2項の規定による回答書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示申出者は、センターに対し、自己が当該開示の申出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類(第12条第2項で規定する

書類)を提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図面又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等の方法により行う。
- 3 センターは、開示の申出に係る個人情報が記録された文書等を直接開示することにより、当該個人情報が記録された文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された文書等の写しにより開示することができる。

(個人情報の開示義務)

第15条 センターは、開示の申出を受けたときは、個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところ又は法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することが可能なものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が、公務員並びに独立行政法人等の役員及び職員である場合又はセンターの役員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は役員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等(公共団体及び独立行政法人等を除く。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) センター並びに公共団体及び独立行政法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
- (5) センターは、公共団体若しくは独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - イ 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しく

は基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ

- ロ 検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、センター、公共団体又は独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 第三者が、センターの要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないものとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになるものと認められるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

(7) 法定代理人等による開示の申出がなされた場合において、開示することが当該被代理人の利益に反すると認められる情報。

(一部開示)

第16条 センターは、開示の申出に係る個人情報に、非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示の申出に係る個人情報に前条第2号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものと見なし、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 センターは、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第15条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示の申出に対し、当該開示の申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、センターは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の申出を拒否することができる。

(訂正の申出ができる者)

第19条 何人も、自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、センターに対し、その訂正の申出をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正の申出の方法)

第20条 前条の規定に基づき訂正の申し出をしようとする者は、センターに対して、次に掲げる事

項を記載した個人情報訂正申出書（[別記第4号様式](#)）を提出しなければならない。

- （１）訂正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- （２）訂正の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- （３）訂正を求める内容
- （４）前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 訂正の申出をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、訂正の申出について準用する。

（訂正義務）

第21条 センターは、訂正の申出があった場合において、当該訂正の申出に理由があると認めるときは、当該訂正の申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正の申出に対する決定）

第22条 センターは、訂正の申出があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正の申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対して、訂正の申出に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第20条第3項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 センターは、前項の規定による訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正の申出に係る個人情報を訂正した上、訂正申出者に対し、遅滞なく個人情報訂正決定回答書（[別記第5号様式](#)）により回答するものとする。

3 センターは、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正申出者に対し、遅滞なく前項の規定による回答書により回答しなければならない。

4 センターは、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による回答書にその理由を付記しなければならない。

5 第13条第3項及び第5項の規定は、訂正決定等について準用する。決定結果については、開示申出者に遅滞なく決定期間延長通知書（[別記第6号様式](#)）により通知するものとする。

（利用停止の申出ができる者）

第23条 何人も、自己を本人とする個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターに対し、当該各号に定める措置の申出（以下「利用停止の申出」という。）をすることができる。

- （１）第4条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第9条の規定に反して利用されているときは当該個人情報の利用の停止又は消去
- （２）第10条の規定に違反して提供されているときは当該個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、利用停止の申出について準用する。

（利用停止の申出の方法）

第24条 前条の規定に基づき利用停止の申出をしようとする者は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した個人情報利用停止申出書（[別記第7号様式](#)）を提出しなければならない。

- （１）利用停止の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止の申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 第12第2項及び第3項の規定は、利用停止の申出について準用する。

(利用停止義務)

第25条 センターは、利用停止の申出があった場合において、当該利用停止の申出に理由があると認めるときは、センターにおける個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の申出に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止の申出に対する決定)

第26条 センターは、利用停止の申出があった日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止の申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対して、利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第24条第2項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 センターは、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をした上、利用停止申出者に対し、遅滞なく個人情報利用停止決定回答書([別記第8号様式](#))により回答するものとする。

3 センターは、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止申出者に対し、遅滞なく前項の規定による回答書にその理由を付記し回答しなければならない。

4 第13条第3項及び第5項の規定は、利用停止決定等について準用する。決定結果については、開示申出者に遅滞なく決定期間延長通知書([別記第9号様式](#))により通知するものとする。

(費用負担)

第27条 第14条の規定により個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない

2 前項の費用については、市川市の例による。

第6章 雑 則

(苦情の処理)

第28条 センターは、センターの個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(異議の申出)

第29条 開示申出者、訂正申出者又は利用停止申出者は、センターがした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服があるときは、センターに対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等があったことを知った日の翌日

から起算して60日以内にしなければならない。

- 3 第1項の異議申出があった場合は、センターは、当該異議申出の対象となった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

(個人情報保護会議)

第30条 センターにおける個人情報保護制度のあり方及び制度運営上の重要事項を検討する機関並びに前条の異議申出に際しその意見を聞く機関として、個人情報保護会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(他の制度との調整等)

第31条 この規程は、図書館等に置いて閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

(委任)

第32条 この規程に定めのない事項については、理事会が定めるものとする。

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人市川市シルバー人材センター個人情報保護会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人市川市シルバー人材センター個人情報保護規程（以下「規程」という。）第30条第1項の規定により、公益社団法人市川市シルバー人材センター個人情報保護会議（以下「会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 会議の委員は、常務理事、理事2名、総務委員会委員長、普及啓発委員会委員長とし、異議申出に関する事項の審議の時は市川市高齢者支援課長もこれに加わるものとする。

- 2 会議の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 会議に議長及び副議長を置く。
- 4 会議の議長は常務理事があたり、副議長は、委員の互選とする。

(任期)

第3条 委員の任期は理事及び各委員会委員長としての任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期中またはその職を退いた後においても、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議長は、会議を統括し、会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議で審議する事項は、規程第29条第1項に基づく異議について、審議するものとする。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会議は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 会議に出席した場合は、予算の範囲内で報酬等を支給することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、議長が定めるものとする。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。